



2025年12月23日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年12月1日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月1日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年12月23日から2026年1月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年12月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,177,616株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

15,243,311株（注1）

（注1）減少する発行済株式総数は、当社が2025年8月8日に公表した「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（15,559,730株）から、当社が、2025年12月1日、取締役会において決議した、2026年1月14日時点で消却する予定の2025年11月12日現在当社が所有する自己株式数（316,412株、同日現在において役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が所有する当社株式169,050株を除きます。）を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

15,243,318 株（注2）

（注2）効力発生前における発行済株式総数は、当社が2025年8月8日に公表した当社決算短信に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（15,559,730株）から、当社が、2025年12月1日、取締役会において決議した、2026年1月14日時点で消却する予定の2025年11月12日現在当社が所有する自己株式数（316,412株、同日現在において役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が所有する当社株式169,050株を除きます。）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（i）会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を YAGEO Electronics Japan のみとする目的とする取引（以下「YAGEO取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年1月13日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数にYAGEO取引の一環として行われたYAGEO Electronics Japanによる当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である7,130円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、上記裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（ii）売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

YAGEO Electronics Japan（公開買付者）

（iii）売却に係る株式を買い取る者となる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

YAGEO Electronics Japanは、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含むYAGEO取引の実行に係る資金を、手元資金により賄うことを見定しているとの

ことです。

当社は、YAGEO 取引の実行手続において、YAGEO Electronics Japan が 2025 年 8 月 25 日に提出した公開買付届出書の訂正届出書及びそれに添付された出資証明書を確認することによって、YAGEO Electronics Japan における資金が確保されていることを確認しております。また、YAGEO Electronics Japan によれば、同日以降、1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、YAGEO Electronics Japan による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 1 月下旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、裁判所の当該許可を得て、2026 年 2 月中を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 3 月を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 1 月 14 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2025 年 12 月 1 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 1 月 15 日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 28 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 7 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに 1 株以上の当社株式を所有する者は YAGEO Electronics Japan のみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主は YAGEO Electronics Japan のみとなるため、定時株主総会の基準日に關する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（定時株主総会の基準日）及び第 15 条（電子提供措置等）の全文

を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025年12月23日(火)
整理銘柄指定日	2025年12月23日(火)
当社株式の売買最終日	2026年1月9日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年1月13日(火)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年1月15日(木)(予定)

以上